



幌延町耐震改修



「幌延町耐震改修計画」についてのお問い合わせは、
 総務課総務財政グループ
 電話 5-1111-11
 (内線1333)へ。

転、倒壊、そして火災など、いろいろなことが重なって大きな被害を呼びます。まずはご自宅の点検から。あなたの家が、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅でしたら、耐震診断を試みてはどうでしょうか。補助制度を活用して、安全・安心な暮らしを手に入れることが大事です。

耐震化促進のための補助金交付要綱（抜粋）

区分	木造住宅耐震診断事業 補助金交付要綱（抜粋）	木造住宅耐震改修事業 補助金交付要綱（抜粋）
目的	町内に存する木造住宅の耐震診断をした者に対する補助	町内に存する木造住宅の耐震改修をした者に対する補助
定義	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断：国土交通省が定める建築物の耐震診断の指針に基づいて行う耐震診断等 高齢者世帯：満65歳以上の夫婦又は単身者のみで構成される世帯 障がい者世帯：身体障がい者手帳1級又は2級の者のみで構成される世帯等 	
補助対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に建築又は着工された木造住宅 木造2階建て以下の一戸建て専用住宅、共同住宅又は店舗併用住宅（2分の1以上が居住の用に供されるもの） 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と診断された住宅 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象住宅を所有する居住者 補助対象住宅を賃借する居住者 町税の滞納のない者 	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象住宅を所有する者 町税の滞納のない者
補助対象工事等		上部補強工事、基礎補強工事、その他必要な工事、耐震改修設計及び工事監理
補助金交付額	<ul style="list-style-type: none"> 補助率：2分の1（高齢者及び障がい者世帯は3分の2）以内 限度額：10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ○専用住宅及び店舗併用住宅 補助率：2分の1（高齢者及び障がい者世帯は3分の2）以内 限度額：100万円 ○共同住宅 補助率：3分の1と、独立して居住の用に供する部分の数に20万円を乗じて得た額とのいずれか低い額 限度額：100万円

